

# 令和5年7月10日農業委員会議事録

1 開会日時及び場所 令和5年7月10日 午後2時50分

市役所 第一委員会室

2 閉会日時 令和5年7月10日 午後3時48分

3 委員氏名

(1) 出席者

中野 喬輔	渋田 安広	横大路一将	長崎 隆児
松崎 久則	秋山 博敏	荒牧奈緒子	西 孝則
村山 令子	元満 壽次	渋田 佳規	安武 昇
高原 尚広	吉住 勝実	仁部 誠二	薄 隆太
宮本 重和	村山 安廣	池見 直喜	

(2) 欠席者

渡 孝志

4 議事に参与した者

事務局長	川上 幹夫
係長	中田 学
係	松尾翔太郎
係	長井 啓子

5 会議に付した事項

議案第1号 農地法第3条（委員会）

議案第2号 農地法第5条（知事）

議案第3号 農地法第4条事業計画変更承認申請（知事）

議案第4号 基盤強化法第19条（農用地利用集積計画の公告）

報告第1号 農地法第5条（届出）

報告第2号 農用地利用集積等促進計画の公告について（機構・受け手間契約）

---

午後2時50分開会

○事務局長（XXXXXXXXXX君） それでは、令和5年7月期定例農業委員会開会に先立ちまして、出席委員の確認をいたします。

本日、■会長から欠席の連絡をいただいております。

本日の出席委員数は19名であり、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定によりまして、過半数の要件を満たしておりますことから、本会議が成立していることを御報告いたします。

続きまして、議長の指名でございます。

■会長が御欠席でございますので、本日の議事進行につきましては、■副会長、よろしくお願いいたします。

- 議長（■君） 現地確認、お疲れさまでございました。大雨特別警報等が出る中、委員の皆様におかれましては、本日の総会に出席していただきまして、本当にありがとうございます。ただいま事務局のほうより説明がありましたとおり、本日、■会長が不在のため、私が代役を務めさせていただきます。議事進行、スムーズに行きますように、よろしくお願いいたします。

.....

- 議長（■君） それでは、本日の議事録署名人は、仁部委員と薄委員、お願いいたします。

.....

- 議長（■君） それでは、議事に入ります。

議案第1号農地法第3条、申請番号7-6、事務局、説明お願いいたします。

- 係（■君） それでは、議案第1号の説明に入らせていただく前に、本日、机上で数点、資料、差し替え資料等の配付をさせていただきます。

まず、一番上でございますのが、15ページ、16ページと書いてある図面ですけれども、こちら議案第2号の関係で、発送まで間に合わなかったのですが、少し図面が変更になっておりまして、今日の審議の中では、こちらを見ていただきながら御審議いただければと思います。

続きまして、定例総会の議事日程です。こちら事前に配付していたものは議案第3号までだったのですが、新たに議案第3号で、こちら机上に配付しております農地法第4条事業計画変更承認申請、こちらについても議案第3号で御審議いただいて、既にお配りしている資料の議案第3号で利用権設定となっておりますが、そちらは議案第4号と読替えをお願いいたします。

もう一点が現地確認に行けなかった場所の位置図と写真をつけておりますので、そちらも併せて説明させていただければと思います。

以上となります。

それでは、農地法第3条の許可申請、申請番号7-6について御説明いたします。

議案書の1ページをお願いいたします。

今回の申請は、農地法第3条の許可申請により、譲受人の従姉に当たる譲渡人から贈与を受け、

農地として使用していくという内容です。

譲受人は、現在年齢60歳で、経営面積なしとなっておりますが、譲渡人とともに申請地において自家用野菜を栽培されており、農業従事年数は2年と伺っております。

農業経営状況としましては、主に露地野菜の生産を行っておられます。

所有する農機具は、中耕機、草刈機等と伺っております。

続きまして、位置図の説明をいたします。議案書の3ページを御覧ください。

今回の申請地は、青柳区公民館の東側に位置する斜線部の2筆です。

今後の申請地における営農計画としましては、引き続き自家用野菜の栽培を行っていききたいとのことです。

本件については、地元農業委員さんの署名捺印をいただいていることから、事務局で受理しております。

御審議のほどお願いいたします。

○議長（ 君） ありがとうございます。

ただいま事務局より説明がございましたが、質問、意見ございましたら、 委員。

○委員（ 君） こういうのは新規就農者扱いになるんですか。こういう60歳で贈与を受けられるということですけど、新規就農者扱いで面積要件も何もないで農地を耕作できるということですかね。

○議長（ 君） 事務局。

○係（ 君） 新規就農者扱いといいますか、面積についてはなくても耕作が可能となっております。新規就農者というのが、補助金を受けられる意味でということであれば要件がございます。この方はそういったことはないとは聞いているので、下限面積要件はなく3条の許可が可能となっております。

○委員（ 君） 一応経験は2年間ということで、2年間経験したということが一つの許可の判断材料になるんですか。

○議長（ 君） 事務局。

○係（ 君） そうですね。2年という経験の中で、栽培技術を得ており、今後も農地を荒らさずに栽培できるということが一つの観点にはなります。

○委員（ 君） 分かりました。

○議長（ 君） よろしいですか。

○委員（ 君） はい。

○議長（ 君） ほかに質問、意見ございますか。——ないようでしたら、採決取らせてもらっていいですか。申請番号7-6に関しまして、賛成される農業委員の方は挙手お願いいた

します。

〔賛成者挙手12/12名〕

○議長（ 君） ありがとうございます。全員賛成でございます。

続きまして、7-7、申請番号7-7に関しまして説明お願いいたします。

○係（ 君） それでは、農地法第3条の許可申請、申請番号7-7について御説明いたします。

今回の申請は、農地法第3条の申請により売買を行い、農地として使用していくという内容です。

譲受人は、現在年齢22歳で、古賀市内において御家族で農業をされている方です。

農業従事年数は3年と伺っております。

農業経営状況としましては、露地野菜や果樹の栽培を行っております。

所有する農機具は、トラクター、防除機、噴霧器、軽トラック等を所有しております。

続きまして、位置図の説明をいたします。議案書の3ページを御覧ください。

今回の申請地は、青柳区公民館の南西側に位置する斜線部の1筆です。

今後の申請地における営農計画としましては、露地野菜の栽培を行っていききたいとのことです。

本件については、地元委員さんの署名捺印をいただいていることから、事務局で受理しております。

御審議のほどお願いいたします。

○議長（ 君） ありがとうございます。

ただいま説明がありました。質問、意見等ございましたら。ありませんか。——ないようですので、採決を取らせていただきます。賛成される農業委員の方、挙手お願いいたします。

〔賛成者挙手12/12名〕

○議長（ 君） ありがとうございます。全員賛成でございます。

続きまして、申請番号7-8、事務局、説明お願いします。

○係（ 君） それでは、農地法第3条の許可申請、申請番号7-8について御説明いたします。

今回の申請は、農地法第3条の申請により売買を行い、農地として使用していくという内容です。

譲受人は現在年齢40歳で、古賀市内において御家族で農業をされている方です。

農業従事年数は20年と伺っております。

農業経営状況としましては、水稲、施設野菜、露地野菜、果樹等の栽培を行っております。

所有する農機具は、トラクター、田植え機、軽トラック等を所有しております。

続きまして、位置図の説明をいたします。議案書の4ページを御覧ください。

今回の申請地は、古賀グリーンパーク北西側に位置する斜線部の4筆です。

今後の申請地における営農計画としましては、露地野菜の栽培を行っていききたいとのことです。

本件については、地元委員さんの署名捺印をいただいていることから、事務局で受理しております。

御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（ 君） ありがとうございます。

ただいま説明が終わりました。質問、御意見がありましたら。ありませんか。——ないようですので、採決をいたします。賛成される農業委員の方、挙手お願いいたします。

〔賛成者挙手12/12名〕

○議長（ 君） ありがとうございます。全員賛成です。

続きまして、申請番号7-9、これ7-10、一緒にいいですか。

○係（ 君） はい。

○議長（ 君） 一緒に説明お願いいたします。

○係（ 君） それでは、申請番号7-9と7-10が同様の内容の申請になりますので、併せて説明させていただきます。

それでは、農地法の第3条の許可申請、申請番号7-9について御説明いたします。

今回の申請は、譲受人が耕作してきた農地の一角に譲渡人名義の農地があり、農地法第3条の申請により売買を行い、農地として使用していくという内容です。

譲受人は現在年齢83歳で、古賀市内において御家族で農業をされている方です。

農業従事年数は60年と伺っております。

農業経営状況としましては、水稻、施設野菜、果樹等の栽培を行っておられます。

所有する農機具は、トラクター、田植え機、噴霧器、草刈機等を所有しておられます。

続きまして、位置図の説明をいたします。議案書の5ページを御覧ください。

今回の申請地は、天降神社の西側に位置する斜線部の1筆です。

今後の申請地における営農計画としましては、引き続き、果樹の栽培を行っていききたいとのことです。

本件については、地元農業委員さんの署名捺印をいただいていることから、事務局で受理しております。

続いて、農地法第3条の許可申請、申請番号7-10について御説明いたします。

こちら申請番号7-9と同様に、譲受人が耕作してきた農地の一角に譲渡人名義の農地があり、農地法第3条の申請により売買を行い、農地として使用していくという内容です。

譲受人は現在年齢73歳で、古賀市内において御家族で農業をされている方です。

農業従事年数は50年と伺っております。

農業経営状況としましては、水稲、果樹の栽培を行っております。

所有する農機具は、トラクター、コンバイン、田植え機、噴霧器、草刈機等を所有しております。

続きまして、位置図の説明をいたします。議案書の5ページを御覧ください。

今回の申請地は、天降神社西側に位置する斜線部の1筆です。

今後の申請地における営農計画としましては、引き続き水稲の栽培を行っていきたいということです。

本件については、地元委員さんの署名捺印をいただいていることから、事務局で受理しております。

御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（                    君） ありがとうございます。

ただいま事務局より説明がございましたが、質問、意見がございましたら。——ないようでございますので、申請番号7-9、7-10に対しまして、賛成される農業委員の方、挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手12/12名〕

○議長（                    君） ありがとうございます。全員賛成でございます。

.....

○議長（                    君） 続きまして、議案第2号農地法第5条、申請番号7-4、説明をお願いいたします。

○係（                    君） それでは、6ページ、農地法第5条の許可申請、申請番号7-4について説明いたします。

また、本日配付した別紙の資料、申請番号7-4、詳細位置図と現地写真も併せて御確認をお願いいたします。

今回の申請は、申請人が農地法5条の申請により使用貸借を行い、個人用住宅に転用する内容です。

申請人、申請地等につきましては、記載のとおりです。

なお、申請地については、市街化調整区域内ですが、県開発許可条例による町川原1区指定区域内のため戸建住宅等の建築が可能となっております。

位置図の説明をいたします。議案書の9ページをお開きください。

申請地は、町川原交差点の南東側に位置する斜線部の1筆です。

次に、農地区分の説明をいたします。

本申請地は、周囲を他地目で分断されているため、第2種農地と判断しております。

次に、計画図等の説明をいたします。10ページに現況図、11ページに計画平面図、12ページに断面図を記載しております。

11ページを御覧ください。

計画では、自己用住宅として使用いたします。

次に、雨水・雑排水について御説明いたします。

雨水排水は、宅内から集水桝を通し、北側市道の既存側溝に接続します。

汚水排水は、宅内から北側市道の公共下水道に接続します。

次に、切土盛土について御説明いたします。12ページをお開きください。

申請地内において、切土は行わず、盛土は最大で30cm程度の計画となっております。

隣地境界は、北側の出入り口付近を除き、周囲にコンクリートブロック積みによる土留めと土砂等の流出防止を行います。

最後に、地元水利承諾書について御説明いたします。

地元からは、令和5年6月9日付けで無条件の水利承諾書の提出がっております。

併せまして、区域委員の署名捺印をいただいていることから、事務局で受理しています。

説明は以上となります。

地元委員さんから補足等がございましたら、よろしく願いいたします。

○議長（ 君） 委員。

○委員（ 君） 地域委員の でございます。

本案件につきましては、受人が長男夫婦ということで、地元の開発委員会において特に問題なしということで承諾しております。

御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（ 君） ありがとうございます。

ただいま事務局、あるいは地域の農業委員さんより説明がございました。質問、御意見ございましたら。——ないようでございますので、採決を取らせていただきます。賛成される農業委員の方は挙手お願いいたします。

〔賛成者挙手12/12名〕

○議長（ 君） 全員賛成。ありがとうございます。

続きまして、申請番号7-5、説明お願いいたします。

○係（ 君） それでは、農地法第5条の許可申請、申請番号7-5について説明いたします。6ページにお戻りください。

また、本日配付した別紙資料、申請番号7-5、詳細位置図と現地写真も併せて御確認をお願いいたします。

また、最初に説明させていただいたように図面の差し替えがっております。15ページの計画図と16ページの断面図についても差し替え分で御確認をお願いいたします。

今回の申請は、申請人が農地法第5条の申請により使用貸借を行い、個人用住宅に転用する内容です。

申請人、申請地等につきましては、記載のとおりです。

なお、申請地につきましては市街化調整区域内ですが、県開発許可条例による町川原1区指定区域内のため、戸建住宅等の建築が可能となっております。

続いて、位置図の説明をいたします。議案書の13ページをお開きください。

申請地は、町川原交差点の東側に位置する斜線部の1筆です。

次に、農地区分の説明をいたします。本申請地は周囲を他地目で分断されているため、第2種農地と判断しております。

次に、計画図等の説明をいたします。14ページに現況図、15ページに計画平面図、16ページに断面図を記載しております。

本日机上面にて配付させていただいた15ページをお開きください。

計画では、自己用住宅として使用いたします。

次に、雨水・雑排水について説明いたします。

雨水排水は、宅内から集水桝を通し、北側の農業用水路に接続します。

汚水排水は、宅内から南側の市道の公共下水管に接続します。

次に、切土盛土について御説明いたします。16ページをお開きください。

申請地内において、切土は行わず、盛土は最大で1m程度の計画となっております。

隣地境界は、北側、東側、西側にコンクリートブロック積みによる土留めと土砂等の流出防止を行います。

最後に、地元水利承諾書について御説明いたします。

地元からは、令和5年6月16日付けで無条件の水利承諾書の提出がっております。

併せまして、区域委員の署名捺印をいただいていることから、事務局で受理しております。

説明は以上になります。地元委員さんから補足等ありましたら、よろしく申し上げます。

○議長（                    君）      委員。

○委員（                    君） 本案件につきましては、受人が渡人の孫に当たるところでございます。

地元の開発委員会において、特に問題なしということで、承諾をしております。



御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（                    君） 説明ありがとうございました。

ただいまの説明に対しまして、申請番号7ー6、質問あるいは意見ございましたら。ありませんか。——ないようでしたら、採決を取らせていただきます。賛成される農業委員の方、挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手12/12名〕

○議長（                    君） 全員賛成。ありがとうございます。

続きまして、申請番号7ー6、説明をお願いします。

○係（                    君） それでは、農地法第5条の許可申請、申請番号7ー6について説明いたします。6ページにお戻りください。

今回の申請は、申請人が農地法第5条の申請により贈与を行い、個人用住宅に転用する内容です。

申請人、申請地等につきましては、記載のとおりです。

なお、申請地については市街化調整区域内ですが、県開発許可条例による町川原1区指定区域のため戸建住宅等の建築が可能となっております。

位置図の説明をいたします。議案書の13ページをお開きください。

申請地は、町川原交差点の南東側に位置する斜線部の1筆です。

次に、農地区分の説明をいたします。

本申請地は、周囲を他地目で分断されているため、第2種農地と判断しております。

次に、計画図等の説明をいたします。17ページに現況図、18ページに計画平面図、19ページ、20ページに断面図を記載しております。

18ページをお開きください。

計画では、自己用住宅として使用いたします。

次に、雨水・雑排水について御説明いたします。

雨水排水は、宅内から集水枿を通し、南側市道の側溝に接続します。

汚水排水は、宅内から汚水枿を通し、南側市道の公共下水管に接続します。

次に、切土盛土について御説明いたします。20ページをお開きください。

申請地内において、切土は行わず、盛土は最大で75cm程度の計画となっております。

隣地境界は、北側にL型擁壁、東側にコンクリートブロック積みによる土留めと土砂等の流出防止を行います。

最後に、地元水利承諾書について御説明いたします。

地元からは、令和5年5月30日付けで無条件の水利承諾書の提出があります。

併せまして、区域委員の署名捺印をいただいていることから、事務局で受理しています。

説明は以上になります。地元委員さんから御説明等ありましたら、よろしくお願ひします。

○議長（ 君） 委員。

○委員（ 君） でございます。

本案件につきましては、受人が娘婿ということでありまして、地元の開発委員会において特に問題なしということで承諾をしております。

御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（ 君） ありがとうございます。

ただいま説明がございました。御意見、質問ございましたら。——ないようですので、採決を取らせていただきます。賛成される農業委員の方、挙手お願ひいたします。

〔賛成者挙手12/12名〕

○議長（ 君） ありがとうございます。全員賛成でございます。

続きまして、申請番号7-7、説明をお願ひいたします。

○係（ 君） それでは、農地法第5条の許可申請、申請番号7-7について説明いたします。6ページにお戻りください。

また、本日配付した別紙資料、議案第3号の農地法第4条事業計画変更承認申請についても一括で説明させていただいてもよろしいでしょうか。

○議長（ 君） お願いします。

○係（ 君） ありがとうございます。また、別紙の資料、申請番号7-7、詳細位置図と現地写真も併せて御確認をお願ひいたします。

それでは、申請地については、令和4年度に農振農用地からの除外が行われております。

今回の申請は、申請人が農地法第5条の申請により売買を行い、集合住宅及び駐車場に転用する内容です。

また、開発面積1,000m<sup>2</sup>以上で、3戸以上の住宅開発のため指導要綱の対象となり、市都市整備課との間で協定書の締結があつていることから、農地法の申請に至っております。

申請人、申請地等につきましては、記載のとおりです。

位置図の説明をいたします。議案書の21ページをお開きください。

申請地は、町川原二区公民館の南側に位置する斜線部の3筆です。

次に、農地区分の説明をいたします。

本申請地は周囲を他地目で分断されているため、第2種農地と判断しております。

次に、計画図等の説明をいたします。22ページに現況図、23、24ページに計画平面図、同じく24ページに断面図を記載しております。

23ページをお開きください。

計画では、集合住宅1棟及び駐車場として使用いたします。

次に、雨水・雑排水について御説明いたします。

雨水排水は、場内北側の側溝を通し雨水枳に集水し、北側市道の側溝に接続します。

污水排水は、宅内から污水枳を通し、北側市道の公共下水管に接続します。

次に、切土盛土について御説明いたします。24ページをお開きください。

申請地内において、切土は6cm、盛土は行わない計画となっております。

隣地境界は、出入り口以外の周囲をコンクリートブロック積みによる土留めと土砂等の流出防止を行います。

地元水利承諾書につきまして御説明いたします。

地元からは、令和5年5月18日付けで無条件の水利承諾書の提出が 있습니다。

併せまして、区域委員の署名捺印をいただいていることから、事務局で受理しています。

次に、今回の転用申請に付随して、議案第3号農地法第4条事業計画変更承認申請について、本日お配りした別冊の資料を御覧ください。

本件は、令和5年2月に転用許可を受けた今回の申請地東側の転用計画変更承認申請についてとなっております。

申請人、申請地等につきましては、記載のとおりです。

2ページ目が位置図、3ページが現況図、4ページが旧計画図、5ページが新計画図となっております。

3ページを御覧ください。

斜線部で枠囲みしている青柳町300の5番地は、既に転用許可を受けた東側に隣接する300の1番地から分筆されております。

前回申請時は、用途が確定しておりませんでした。市道からの進入路として今回の議案第2号、申請番号7-7の計画地に含まれております。

県と協議を行った上で、以下の①から⑥の要件を満たしていると判断し、変更承認申請書を受理しております。

要件につきましては、転用事業者が転用目的の変更を希望し、当初の目的実現が困難な場合で、①許可を取り消しても旧地権者によって効率的に利用されると認められないこと、②許可目的の達成が困難になったことが、転用事業者の故意または重大な過失によるものではないこと、③変更後の事業が変更前と比べて、同程度またはそれ以上の緊急性と必要性が認められること、④変更後の転用事業がその事業計画に従って実施されることが確実であると認められること、⑤変更後の転用事業による周辺の地域における農業等に及ぼす影響が、変更前の転用事業による影響に

比べて同程度またはそれ以下であること、⑥①から⑤までに掲げるもののほか、変更後の転用事業が農地転用許可基準により許可相当であると認められているものであることとなっております。

議案第3号につきましては、議案第2号、申請番号7-7と併せて御審議をお願いいたします。説明は以上となります。

地元委員さんから補足等ありましたらよろしく申し上げます。

○議長（ 君） 委員。

○委員（ 君） 地元委員の でございます。

議案第2号、申請番号7-7と議案第3号ですが、これについても地元の開発委員会において、以前の隣接箇所の農地転用のときと同じ条件で地元も承諾しております。よろしく申し上げます。

○議長（ 君） 説明、ありがとうございました。

議案第2号、申請番号7-7、議案第3号、申請番号7-1、質問、意見がございましたら、 委員。

○委員（ 君） それで、地元の 委員にお尋ねしたいんですが、以前の条件というのは、実はここ上流に道田池か、上に3つぐらい大きく池がありますが、そして今回はまして池の下ののり面の下、駐車場、それとアパートというような計画ですよ。一番危惧するのは、水害の時期のことです。あとは管理のこと、のり面管理のことがありまして、地元はその辺は何か地権者と申合せというか、そういうことをされておれば一番よろしいと思うんですが、いかがでございましょうか。

○議長（ 君） 委員。

○委員（ 君） 委員が申されますとおり、我々も当然危惧しておりました。申合せどおり、一応文書を交わして、特に管理の面、草刈りとか、工事のときには、工事に入るという、相互の関係もありますけども、その辺は協力してもらうよう文言に入れて文書交わしています。

あと水害のときの話については、例えば補償の問題などを心配に思われるかもしれませんが。ここは話せば長くなるでしょうけど、区域として法規制がなされていないところですから、ため池があるということをとにかく周知するよう業者には当然言っておりますが、それについての文言入りの交わした文面はありません。

当然上に道田のため池があるので、湿気があるよとか、それについての周知についてはさせてもらっていますけども、災害があったから補償しますとか、そういった問題については一切記載しておりません。

○議長（ 君） 委員。

○委員（ 君） 一番心配するのは、ため池の状態がどうあるかというような、漏水がないとか、状態を改善すればいいので、その辺あたりは、ため池の改修が必要なら、ため池改修をするような方向へとするようなことがあってもいいかとは思いますが。

○委員（ 君） 当然 委員が申されますように、私もそれが一番だったんですけど、当然、その辺は重々周知してもらおうよう伝えています。

あともう一つは、市役所のほうで住宅建築の規制できればいいのかもしれませんが、ただ規制できるような地域になってないので、この開発に対しては、田んぼの、ため池の下で湿気があるとか、災害のときは危ないよとか、本人が重々知った上での建築になるかと思えます。

それを規制する法律はないので、地元としては認めざるを得ないということです。

○議長（ 君） 委員、いいですか。

○委員（ 君） いいです。農業用の施設ですんで、責任持って農区や管理者は管理を行い、周辺に迷惑かけないようにすればいいと思えます。

○委員（ 君） すみません。もう一つ、今 委員が言われたため池の管理については、市のほうにも要望出して、ボーリング調査もやっていますので、先々工事のほうに入る可能性はあるということで、まだ約束はされてないですけど、先に進めています。堤防の改修です。

○議長（ 君） 委員、よろしいですか。

○委員（ 君） 結構でございます。

○議長（ 君） ありがとうございます。

ほかに御意見、質問ございましたら。事務局。

○係（ 君） 委員の御質問について、補足で、仁部委員からも御回答いただいたところですが、市におきましても指導要綱にて、申請人と事業者に対して、隣接するため池は農業用施設であることから、維持管理及び営農活動等に対する苦情を防止するため、貸主及び管理事業者に必要な説明を行うこと。

敷地内の湧水、隣接するため池からの流水等に関しては開発区域内で処理すること。

最後に、農業用ため池に隣接することから、地元事前に協議を行うことについて、事業者から承諾をいただいているところです。

○議長（ 君） ありがとうございます。

ほかに質問、御意見ございますか。——ないようでございますので、議案第2号、申請番号7-7、議案第3号、申請番号7-1に賛成されます農業委員の方、挙手お願いいたします。

〔賛成者挙手12/12名〕

○議長（ 君） 全員賛成。ありがとうございます。

続きまして、議案第2号、7—8、説明お願いいたします。

○係（                    君） それでは、農地法第5条の許可申請、申請番号7—8について御説明いたします。7ページにお戻りください。

今回の申請は、申請人が農地法第5条の申請により売買を行い、駐車場に転用する内容です。

申請人、申請地等につきましては、記載のとおりです。

位置図の説明をいたします。議案書の21ページをお開きください。

申請地は町川原二区公民館の南東側に位置する斜線部の2筆です。

次に、農地区分の説明をいたします。本申請地は周囲を他地目で分断されているため、第2種農地と判断しております。

次に、計画図等の説明をいたします。25ページに現況図、26ページに計画平面図、27ページに断面図を記載しております。

26ページをお開きください。

計画では、申請地南側に隣接する事業者の事業拡大により敷地が手狭となったため、敷地を拡張し、従業員駐車場・配送車両の待機場として使用いたします。

次に、雨水・雑排水について説明いたします。

雨水排水は、場内を自然流下により西側農業用水路及び北側県道の側溝に接続します。

污水排水はありません。

次に、切土盛土について御説明いたします。27ページをお開きください。

申請地内において、切土は行わず、盛土は最大で90cm程度の計画となっております。

隣地境界は、北側・西側に安定勾配でのり面保護による土留めと土砂等の流出防止を行います。

最後に、地元水利承諾書について御説明いたします。

地元からは、令和5年6月9日付けで無条件の水利承諾書の提出があります。

併せまして、区域委員の署名捺印をいただいていることから、事務局で受理しています。

説明は以上になります。地元委員さんから補足等ありましたら、よろしくようお願いいたします。

○議長（                    君）           委員。

○委員（                                    君） 地元の          でございます。

本案件につきましては、地元の開発委員会において特に問題なしということで承諾しております。

審議のほどよろしくようお願いいたします。

○議長（                    君） ありがとうございます。

説明が終わりました。質問、ございましたら。ありませんか。——ないようでございますので、議案第2号、申請番号7—8に対しまして、賛成されます農業委員の方、挙手お願いいたします。

〔賛成者挙手12/12名〕

○議長（          君） 全員賛成。ありがとうございました。

続きまして、7—9、説明をお願いします。

○係（          君） それでは、農地法第5条の許可申請、申請番号7—9について説明いたします。7ページにお戻りください。

なお、申請地については、令和4年度に農振農用地からの除外が行われております。

今回の申請は、申請人が農地法第5条の申請により売買を行い、倉庫、事務所、駐車場及び洗車場に転用する内容です。

また、開発面積1,000m<sup>2</sup>以上のため指導要綱の対象となり、市都市整備課との間で協定書の締結がされていることから、農地法の申請に至っております。

申請人、申請地等につきましては、記載のとおりです。

位置図の説明をいたします。議案書の28ページをお開きください。

申請地は、山見坂大池の西側に位置する斜線部の8筆です。

次に、農地区分の説明をいたします。

本申請地は、周囲を他地目で分断されているため第2種農地と判断しております。

次に、計画図等の説明をいたします。29ページに現況図、30ページ、31ページに計画平面図、32から35ページに断面図を記載しております。

30ページ、31ページをお開きください。

計画では、倉庫、事務所、駐車場及び洗車場として使用いたします。

次に、雨水・雑排水について説明いたします。

雨水排水は場内北側の車両侵入路付近については、車両侵入路を通して西側市道側溝に、その他、場内の排水については南側の調整池を通して南側の農業用水路に接続します。南側農業用水路の東側の上流部分につきましては土水路のままで、西側の下流部分の約70mは1m掛ける1mのボックスカルバートを新設します。

汚水排水は、場内西側の事務所から合併浄化槽を通した後、雨水と同様に南側の調整池を通し、南側の農業用水路に接続します。

また、北側の洗車場についてはオイルトラップを設置し、雨水と同様に排水します。

次に、切土盛土について御説明いたします。

32ページをお開きください。

申請地内において、切土は最大で8m程度、盛土は最大で7m程度の計画となっております。隣地境界は北側、東側は土壇を設け、種子吹付による法面を形成し、西側、南側は練積み擁壁による土留めと土砂等の流出防止を行います。

最後に、地元水利承諾書について御説明いたします。

地元からは、令和5年5月1日付で無条件の水利承諾書の提出があります。

併せまして、区域委員の署名、捺印をいただいていることから、事務局で受理しています。

説明は以上になります。

地元委員さんから補足等ありましたら、よろしく申し上げます。

○委員（██████君） 地元委員の██████です。5月1日に青柳区開発委員会を行い、例えば川につながる農業用排水路があり、そこに排水すると聞いています。地区内に手洗いスペース、洗車スペースを設けるといので、オイルがとにかく、油分が川に入らないようにしてもらおうというのを条件に区のほうでは別に問題がないということで、承諾しております。

御審議よろしくお願いたします。

○議長（██████君） はい、ありがとうございます。

ただいま、説明がございました。質問、意見ございましたら、██████委員。

○委員（██████君） 1,000m<sup>2</sup>以上ということで、開発の要項に準じて詳しく協定書が交わされたということですが、どういうことについてこの協定が交わされているんですか。

○議長（██████君） 事務局、いいですか。

○係（██████君） 一番は建設課と道路の境界、舗装の問題だったり、農林振興課の農林土木係と先ほど申し上げた水路の問題であったりを指導要綱で協議しています。

○議長（██████君） ███████委員。

○委員（██████君） あれだけの土を動かして開発されるわけですが、そういう心配は協定書の中にはないのですか。

○議長（██████君） はい、事務局。

○係（██████君） 文言としては、盛土、切土に関する事項はないと記憶しております。

○議長（██████君） はい、事務局。

○係長（██████君） 補足ですが、指導要綱については各課で懸案事項を協議するんですけども、それとはまた別に、この規模になりますと開発許可が必要になりまして、区画形状を変更する場合に、例えばそこから発生する雨水であったりとか、またはその法面の構造が安定的にもつのかとかの計算書などを出させて、県庁の都市計画課で審議されるものと伺っております。

○議長（██████君） ███████君。

○委員（██████君） 審議されて、それをもう許可取れているわけですね。

○係長（██████君） 同時許可のような形になりますので、現在、県庁のほうとも同時に審査を受けているところになります。

○議長（██████君） よろしいですか。



○委員（ 君） 今のその状況を見ておったら、最近の雨の状況を見てみると、ああいう大きな土を動かして大丈夫かなと思うんですが、大丈夫ということで工事をされて許可されると思うんですけど、法面とかあれだけの土を動かして、用地に使用されるということですけど、農業委員会としても心配するんです。

○議長（ 君） 事務局。

○係長（ 君） それぞれ審査すべきところがございますので、農業委員会においては主に周辺の営農状況への支障でありますとか、地元との環境の影響というのを審査するところがございますして、実際に構造がちゃんと大丈夫なのかどうなのかというところは都市計画法の中で審査が行われますので、そういった役割の中でそれぞれの部分において御審議いただければと考えております。

以上です。

○議長（ 君） 委員、いいですか。

○委員（ 君） これに関して質問ですけど、これは開発で今審議しておりますけど、例えばこれを農地として使用したいから土を動かしたいというのは、やっぱり農業委員会を通さないかんですね。

○議長（ 君） 事務局。

○係長（ 君） 農地として農地改良を行う場合は、農業委員会の中でも審議を行っていくこととなります。

○委員（ 君） 山林を農地にする場合、例えばみかん園にした当初はこういう申請許可も何もいらなかったと思うんですが。

○係長（ 君） 山林を農地にする場合は、特に許認可等は必要ありません。

○委員（ 君） はい、分かりました。ありがとうございました。

○議長（ 君） よろしいですか。ほかに質問、御意見、ございましたら。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（ 君） ないようでございますので、議案第2号、申請番号7—9に対しまして、賛成される農業委員の方、挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手12／12名〕

○議長（ 君） 全員賛成、ありがとうございました。

.....

○議長（ 君） 続きまして、議案第4号基盤強化法第19条、申請番号7—9から、これ全て続けて説明をお願いいたします。

○係（ 君） 議案第4号について、説明いたします。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項により「市町村は農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画を定めなければならない」となっておりますことから、今回議案上程いたしました。

今回、新規で4件の申出がっております。それでは御説明いたします。新規の申出につきまして、36ページ、37ページを御覧ください。

申請番号7-9、小竹にある4筆で面積5,365m<sup>2</sup>、貸付人、借受人は記載のとおりです。令和5年7月11日から令和8年12月末までの貸し借りとなっております。

続きまして、申請番号7-10、久保にある1筆で面積1,047m<sup>2</sup>、貸付人、借受人は記載のとおりです。令和5年7月11日から令和10年12月末までの貸し借りとなっております。

続きまして、申請番号7-11、久保にある2筆で面積3,278m<sup>2</sup>、貸付人、借受人は記載のとおりです。令和5年7月11日から令和10年12月末までの貸し借りとなっております。

続きまして、申請番号7-12、筵内にある2筆で面積770m<sup>2</sup>、貸付人、借受人は記載のとおりです。令和5年7月11日から令和8年12月末までの貸し借りとなっております。また、解除条件付利用権設定となっております。

最後に、新規の利用券設定については全て区域委員の署名、捺印をいただいておりますことから、市にて受理しております。

御審議のほどお願いいたします。

○議長（                    君） はい、ありがとうございます。ただいま説明がございました。議案第4号、申請番号7-9から7-12まで、質問、御意見、ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（                    君） ないようですので、採決をとらせていただきます。

申請番号7-9から7-12に対しまして、賛成される農業委員の方、挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手12/12名〕

○議長（                    君） 全員賛成、ありがとうございます。

議事を終了します。

午後3時48分閉会

---